

令和 6 年 11 月 6 日付 直監告示第8号により公表した監査の結果について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和 7 年 1 月 15 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

ユメニティのおがた他 指定管理者(公益財団法人 直方文化青少年協会)監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了(予定)時期
1. 指定管理業務の履行状況について (1) 協定書に定められた内容に関して				
指定 管理 者	① 基本協定書第 5 条第 2 項において、指定管理料について他の経費等と混同することがないよう法人等自身の口座とは別の口座で適正に管理するとされているが、指定管理料の受け入れ口座に自動販売機の売上金等の自主事業による収益金の受け入れや支出の混同が見られた。	今後は、指定管理料口座と法人の口座は明確に区分した処理をされたい。	指定管理料の管理口座は別の口座を作り法人の口座を区分して処理する。	令和 7 年度末
	② 基本協定書第 29 条第 1 項において、自主事業は施設の目的に沿い、管理運営業務の実施を妨げない範囲内において自己の責任と費用により実施することができるとなっているが、総勘定元帳や自主事業毎の収支計算書を確認したところ、自主事業の実施にあたっては、予算段階から指定管理料が充当されていた。	この原因としては、指定管理料の積算において管理委託業務以外の事業費も含まれており算定の段階で混同してしまっており、明確な区分がされていないことによるものと思われる。発注側、受注側ともに基本的な「指定管理業務の範疇」となる業務の区分について協議・整理を行い、仕様書並びに基本協定書の内容、あるいは会計処理方法の見直しなど適切な処理をされたい。	指定管理料について近隣の指定管理を受けている公益財団法人の状況を調査し、業務区分を協議し適切な処理方法の見直しをおこなう。	令和 7 年度末
	③ 令和 5 年度の年度協定書では、第 6 条第 4 項において指定管理料のうち、250 万円を別表 4 により、その用途を定めているが、当該事業は実施されておらず、事業費は繰越されている。	基本協定書第 5 条第 4 項の規定では、事業の縮小・不履行の場合は、必要に応じ指定管理料の全額または一部を返還するものとしており、当該余剰金はこれに該当するものであり、返還処理を行うべきものと思われるため、適切な清算処理をされたい。	余剰金については返還処理する。	令和 6 年度末
	④ 備品購入について、年度協定書第 6 条第 3 項に基づく各施設年額 5 万円(年額合計 25 万円)と同条第 5 項で委託されている図書購入費 850 万円の執行残額が預かり金として繰り越されている。	基本協定書第 5 条第 4 項の規定からは、返還すべきものと思われるため、適切な処理をされたい。	余剰金については返還処理する。	令和 6 年度末

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了(予定)時期
指定管理者	⑤ 基本協定書第 13 条第 2 項において、施設運営管理業務の再委託に際しては、再委託許可申請を行い、発注者の許可を受けた場合に再委託できるとなっているが、直方市美術館別館に関する令和 5 年度の再委託の申請・許可手続きがなされていない。	速やかに申請・許可の手続きを行うとともに再委託の契約にあたっては契約書の締結など適切な処理をされたい。	施設管理業務の再委託に関しては速やかに申請手続きをおこなうとともに契約書の締結をおこなう	令和 6 年度末
担当課	① 基本協定書第 35 条において、受注者は施設の管理運営状況等に関するアンケートを実施するなど利用者の意見・要望を把握し、自己評価、自己点検を行い発注者に報告することが規定され、第 36 条において、発注者はその自己評価の報告をもとに管理運営状況の評価を行い指定期間中に第三者を交えた評価委員会を開催し、第 37 条において、その結果を通知し、公表すると規定されているが、現状では第三者を加えた評価委員会のモニタリングによる評価のみとなっている。	適正な管理運営を担保するためにも的確な評価基準と評価方法を検討し、協定内容の見直しをされたい。	現状受注者による自己評価をもとに管理運営業務についての評価ができていないので、評価基準と評価方法を検討し、基本協定の見直しを行う。	令和 7 年度末
共通	① 指定管理の対象施設に係る修繕料については、年度協定書により指定管理料として各施設年額 10 万円をあらかじめ割り当てており、基本協定書第 19 条において定める(別表 2)として、負担者区分が規定されているが、現状は金額の多寡に関わらず、すべての修繕を一旦は直方文化青少年協会の費用負担で発注し、その年間を通した費用を法人の会計上は未収金として処理し、その後に教育委員会が当初予算化していた 50 万円を差し引いた額を年度末に指定管理料(委託費)として補正予算で計上し、全額市の負担として交付している。	今後は基準額を超える部分は発注者側の市が必要な予算措置を行ったうえで、指針、基本協定書及び年度協定書並びに直方市契約規則等に沿った発注、検査、清算等の適切な処理をされたい。	担当課と協議の上、適切な処理を行う。 基準額について基本協定書の見直しも考え、直方市契約規則等に沿った発注、検査、清算等の適切な処理を行う。	令和 7 年度末
	② 庁用備品の管理及び取得に関して、発注者及び受注者の双方ともに備品台帳の整理が適切に行われておらず、取得・廃棄等の記録や現状の備品の帰属先が不明確となっていることが認められた。	基本協定書第 14 条及び令和 5 年度年度協定書第 6 条に基づいた適切な処理をされたい。	担当課と協議の上、台帳の整理突合を行う 備品の帰属先が不明確にならぬよう適切な処理をしていく。 指定管理期間の最終年度において、備品台帳との照合を行う。	令和 7 年度末
(2) 会計処理に関して				
指定管理者	① 基本協定第 7 条第 1 項では、管理業務の執行において、その経理を他の業務と区分して明確にしなければならないとされているが、指定管理料の中から、法人役員としての常務理事の報酬や非常勤理事の報酬、税理士報酬など法人固有の経費とすべき支出が認められた。	指定管理料とは別の会計により適切に処理されたい。	税理士に相談のうえ、適切な会計処理をおこなう。	令和 7 年度末